

高知赤十字病院院内保育所の運営委託業務にかかるプロポーザルの実施について (公告)

次のプロポーザルを実施するにあたり、参加事業者の公募を行います。

平成29年4月27日
高知赤十字病院
院長 浜口 伸正

1. 目的

院内保育所は、職員のスムーズな職場復帰を図るため、安心して子どもをあずけて働くことができる施設として開所しています。そのため看護師を中心とした職員の勤務体制に、柔軟な対応をするとともに、子どもたちが安全で安心できる保育環境と体制を整備し、保育所運営を行う事業者を公募します。

2. 設置施設及び規模等

- (1) 設置場所：高知市秦南町一丁目137-1
- (2) 規 模：定員35名

3. 委託名称

高知赤十字病院 院内保育所運営委託業務

4. 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。履行上問題がない場合は、翌年度から3年間の契約更新とします。

5. 運営委託業務に関する基本的な条件等

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準法、関係法令を遵守することとします。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育所運営を行うこととします。
- (3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育に伴う責任を負うとともに保育施設賠償責任保険に加入することとします。
- (4) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこととします。
- (5) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。契約期間終了後も同様とします。

6. 業務内容

- (1) 保育対象：高知赤十字病院の職員の子で0歳児から5歳児（未就学児）まで
※一時預かりは0歳児から小学2年生まで対象とします。
- (2) 保育時間帯等

①保育時間

- 基本保育： 7 時 30 分から 18 時 30 分
- 延長保育：18 時 30 分から 21 時 00 分
- 夜間保育：18 時 30 分から 7 時 30 分 （月・水・金のうち週 2 回）

②開所日：月曜日～土曜日

③休所日：日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

(3) 保育料、給食、おやつ代の徴収については、当院が徴収します。

(4) 保育の内容は、年間行事等、公的保育所と同等程度とすることとします。

(5) 給食は病院からの提供とします。

ただし、栄養課から保育所への運搬及び下膳、保育所内での食事の配膳は受託者が行います。

●給食の運搬時間について

	集配時間	下膳時間
① 昼食と午後のおやつ	11 時	夕食集配時まで返却
② 夕食	17 時	翌朝 9 時まで返却

※なお、午前のおやつ及び、夜間保育の朝食については、上記①②の時に栄養課から運搬し、保育所に保管します。

(6) 運營業務に伴う費用等の負担は次のとおりとします。

①当院で負担する費用

- ア) 備品及び消耗品等
- イ) 保育所運営上必要な光熱水費
- ウ) 施設、備品の修繕等の維持管理費用

②受託者が負担する費用等

- ア) 職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
- イ) 保育所運営上必要な通信費（電話、インターネット代等）
- ウ) 損害保険料（対人・対物）

③受託者の職員による物品及び備品の破損等

修理・修繕の内容や費用を双方で確認の上、費用負担は協議します。

7. 応募手続

(1) 参加表明書の提出

参加事業者は、5 月 15 日（月）までに参加表明書（別紙様式 1）により、意思を表明（書面を持参または郵送）してください。

(2) 質疑について

このプロポーザルにあたり質疑がある場合は、別紙の「質疑書」（別紙様式 2）を使用し、メールまたは F A X により問い合わせください。

5 月 19 日（金）午後 5 時まで受け付け、5 月 26 日（金）にメールまたは F A X により通知します。

(3) 企画提案書の提出

参加する事業者は、「高知赤十字病院 院内保育所 委託業務提案書作成要領」に示す提案書を提出してください。なお、当院が必要と認めたときは、別途参考書類の提出を求める場合があります。

また、提出期限以降における提案書及び関係書類の修正・差し替えは認めず、提出された全て書類は返却いたしません。

① 提出期限及び提出部数

提出期限：平成 29 年 6 月 9 日（金） 午後 5 時（必着）

郵送（簡易書留又はレターパックプラスに限る）の場合は、提出期限までに到着したものに限り
ます。

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとします。

②提出部数：正本 1 部、副本 7 部（電子媒体及び FAX による提出は認めません。）

※提出期限を過ぎてからの、資料等の追加、差し替え等は受け付けません。

(4) 提出先

高知赤十字病院 総務・人事課（担当 近森 久司 宛）

〒780-8562 高知県高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号

電話：088-822-1201 e-mail アドレス hisashi-c@kochi-med.jrc.or.jp

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

平成 29 年 6 月 16 日（金）に実施します。（※詳細は別途通知します）

① 持ち時間 1 社当たり 30 分とします。（発表 20 分 質疑 10 分）

② その他

PC は、各自で準備してください。液晶プロジェクター、スクリーンは当院で用意します。

9. スケジュール

期 日	内 容 等
4 月 27 日（木）～ 5 月 15 日（月）	プロポーザル公告
4 月 27 日（木）～ 5 月 15 日（月）	参加表明書締切
5 月 16 日（火）～ 5 月 19 日（金）	質疑書受付
5 月 26 日（金）	質疑書回答
6 月 9 日（金）	「提案書」提出締切
6 月 16 日（金）	プレゼンテーション・ヒアリング
6 月 23 日（金）	審査結果の通知（発送）

10. 選定業者の除外

下記事項のいずれかに該当する場合は、選定業者から除外し審査の対象としません。

- ① 提出期日までに意思表明書の提出がない、又は提出が遅れた者
- ② 提出期日までに審査書類等の提出がない、又は提出が遅れた者
- ③ プレゼンテーション審査を実施する場合に、指定時間に遅れた者
- ④ 本要領で定める事項を無視又は基本的要求事項を満たさない者

11. プロポーザル参加資格

高知赤十字病院の競争入札参加資格による認定を受けている事業者
(当院ホームページ「入札・契約情報」参照)

12. プロポーザルに参加することができない者

- (1) 当該契約を締結する能力を有していない者、及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - (ケ) 破産手続、民事再生法の手続、会社更生法の手続及びその他類似の手続の申し立てがなされている者
 - (コ) 特別清算手続及び会社整理手続が開始されている者
 - (サ) 過去5年以内に保育施設において営業停止、行政処分などの発注者への信頼喪失等の行為がある者
 - (シ) 過去5年以内に発注者に対する係争或いは、発注者からの申し出を受けた係争や民事裁判等の社会的信用失墜行為がある者
 - (ス) 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 日本赤十字社から、又は高知県内で行われた不正行為等に基づき、高知県若しくは国からの指名停止等の措置を受けている者
- (4) 次の各号の一に該当する者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団という。）と認められる者。
 - (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若し

- くは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

13. 審査結果の通知

- (1) 選定委員会終了後、各審査の結果は全ての参加事業者に封書で通知します。
- (2) 審査結果について、異議申し立ては受理しません。

14. 契約の締結

審査により最優秀提案者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行います。ただし、当該交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

15. 経費

審査（今回のプロポーザル）に要する経費は、各社の負担とします。

参加表明書

業務委託名称	高知赤十字病院 院内保育所運営委託業務	
平成 年 月 日		
高知赤十字病院 院長 浜口 伸正 様		
プロポーザル実施説明書に示された応募資格者の条件を満たしますので、高知赤十字病院院内保育所運営委託業務のプロポーザルに係る参加表明書を提出致します。		
法人等の名称		(代表者印)
代表者の職・氏名		
担当部署		
担当者の職・氏名		
所在地		
電話番号		
FAX 番号		
e-mail アドレス		
備考		(病院受付印)

高知赤十字病院 院内保育所

運営委託業務企画提案書-作成要領

1. 次に示す内容が記載された提案書を提出してください。

書類番号	書類内容（記載する事柄・添付する既存資料等）
1	事業者概要 ※保育所の運営実績も記載してください。
2	保育理念、運営方針
3	保育所年間行事計画
4	職員の人員配置計画（延長保育や、職員のニーズに対する一時預かりの対応について） 資格の有無を含みます。
5	危機管理の提案書（地震や津波等、不測の事態の対応方法と防災計画書）
6	職員の資質向上に対する考え方、又は取り組み方法
7	子どもの健康・衛生管理に対する考え方、又は取り組み方法
8	子どもの安全管理に対する考え方、又は取り組み方法
9	保護者等との情報交換方法や要望及び苦情への対応について
10	個人情報の管理、対策、セキュリティについて
11	体調が悪くなった子どもや、子どもが感染症になった時の対応について
12	病院との定期的な報告等、保育運営に関する情報の共有方法
13	その他、セールスポイント
14	運営経費見積書 見積条件は別紙の「運営経費見積書作成要領」のとおりとします。 なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、一年間の運営経費見積額の108分の100に相当する額（税抜き額）を記載してください。

（注）記載要項

- 1 書類番号順に「書類内容（記載する事柄）」を記載してください。
- 2 様式は自由とし、内容が記載されていれば既存書類を提出してもかまいません。

運営経費見積書作成要領

運営経費について、一年間の支出見積額を以下の内容で見積もりしてください。

1. 見積内容

(1) 開設までのコンサルティング料金

平成 29 年●月～平成 31 年 3 月末までの開設準備コンサルティング料

(2) 運営委託費

開所日：月曜日～土曜日

休所日：日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

2. 見積条件等

(1) 保育対象

病院職員の子で 0 歳児から 5 歳児（未就学児）まで

(2) 保育時間

基本保育：7 時 30 分～18 時 30 分

延長保育：18 時 30 分～21 時 00 分

夜間保育：18 時 30 分～7 時 30 分

(3) 保育児数

基本保育（月～金）…20 人（月間 20 日）

基本保育（土、祝）…8 人（月間 9 日）

延長保育（月～金）…5 人（月間 20 日）

夜間保育（週 3 回）…3 人（月間 8 日）

【20 人の内訳】

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児以上	合計
人数	5 人	6 人	6 人	2 人	1 人	20 人

【8 人の内訳】

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児以上	合計
人数	2 人	2 人	3 人	1 人	0 人	8 人

(4) その他

当院で負担する費用等（見積対象外）

- ・ 保育所運営上必要な備品、消耗品等
- ・ 保育所運営上必要な光熱水費
- ・ 施設、備品の修繕等の維持管理費用

※以上の見積条件をもとに、運営経費について、月間の支出見積額を、算出方法とともに示してください。また、保育士配置数を明記してください。

※預かり児童が 0 人の場合の運営経費についても記載してください。